



平成30年8月17日

各位

会社名 ミサワホーム中国株式会社
代表者名 代表取締役社長 南雲 秀夫
(コード番号1728 東証)
問合せ先責任者
執行役員管理部長 米田修一
(TEL 086-245-3204)

単元株式数の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

弊社は平成30年8月17日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の規定に基づき、単元株式数の変更および定款の一部変更について決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、平成30年10月1日までに国内上場会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を100株に統一することを目指しています。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を踏まえ、当社株式の売買単位(単元株式数)を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成30年10月1日

2. 定款一部変更

(1) 変更の理由

「1. 単元株式数の変更」に伴うものであります。なお、会社法第195条第1項の定めに従い、株主総会における定款一部変更の決議を経ずに、本定款変更を行います。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第7条(単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	第7条(単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。

(3) 変更予定日

平成30年10月1日

以上

添付資料: (ご参考) 単元株式数の変更に関するQ & A

(ご参考) 単元株式数の変更に関するQ & A

Q1 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位及び証券取引所での売買単位となっている株式数を変更することです。今回、当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q2 単元株式数の変更を実施する理由は何ですか。

A. 全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を100株に統一することを目指しております。これは、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目指しているものであり、当社といたしましても、この趣旨を尊重し、対応することとしたものです。

Q3 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

A. 株主のみなさまの所有株式数に変更はありません。
議決権数は所有株式数100株につき1個となります。

Q4 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A. 特に必要なお手続きはございません。

Q5 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A. 次のとおり予定しております。
平成30年8月17日 取締役会決議日
平成30年9月25日 1,000株単位での売買最終日
平成30年9月26日 100株単位での売買開始日
平成30年10月1日 単元株式数の変更の効力発生日

お問い合わせ先

単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記株主名簿管理人にお問い合わせください。

株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
電 話	0120-094-777(フリーダイヤル)
受付時間	平日 9時～17時(土日祝祭日を除く)

以上